

北中城村指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年10月1日より指定給水設置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施工されました。

○指定の有効期限が従来の無期限から**5年間**になります。

※ 旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは指定を受けた日によって初回の更新までの有効期限がことなります。

指定を受けた日	指定番号	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	1-76	令和2年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	77-140	令和3年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	141-180	令和4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	181-222	令和5年9月29日まで
H25.4.1～R1.9.30	223-256	令和6年9月29日まで

・更新について、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に個別通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません

◆ 指定更新の要件は水道法第25条の3（指定基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

必要書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状番号・保険証等）

◆ 指定更新申請時に下記の4項目を確認いたします。

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間・対応工事等（新設・漏水修繕）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無